

赤磐市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



エコプラザあかいわキャラクターエコプラちゃん
©ヒライユキオ

令和8年3月改定
赤磐市

目次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 基本的事項	2
1 目的	2
2 対象とする温室効果ガス	2
3 計画期間	2
4 範囲	3
5 上位計画及び関連計画との位置づけ	3
第3章 温室効果ガス排出の状況	4
1 エネルギー起源CO ₂ 排出量の推移	4
2 エネルギー種別排出実態	4
3 非エネルギー起源CO ₂ 排出量の推移	10
第4章 温室効果ガス排出削減目標	12
1 基本的な考え方	12
2 温室効果ガス排出量の削減目標	12
2.1 エネルギー起源CO ₂ 削減目標	12
2.2 非エネルギー起源CO ₂ 削減目標	14
第5章 目標達成に向けた取組	15
1 取組の方針	15
2 具体的な取組	15
2.1 再生可能エネルギーの導入推進	15
2.2 省エネルギーの推進	17
2.3 循環型社会の推進	18
2.4 職員の日常における取組	19
第6章 目標達成に向けたロードマップ	21
第7章 計画の推進体制及び進捗管理	22
1 推進体制	22
2 進捗管理	22
3 職員の取組等	22
4 取組状況の点検及び評価	23
参考資料	24
1 温室効果ガス算定対象施設一覧	24
2 太陽光発電導入可能施設一覧	28

第1章 計画策定の背景

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つになっている。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされている。

2015（平成27）年に採択されたパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2.0℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることが世界共通目標とされ、2018（平成30）年のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、気温上昇を1.5℃未満に抑えるには、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を正味ゼロとすることが必要であることが明示された。

2020（令和2）年10月、国は2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラルの実現」を目指すことを宣言し、2021（令和3）年4月、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表された。さらに2025（令和7）年2月には、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が閣議決定された。

本市では、2021（令和3）年2月に岡山連携中枢都市圏を構成する13市町とともに「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指し取組を進めることを表明している。さらに同年10月には使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再生可能エネルギー100%利用を促進する新たな枠組みである「再エネ100宣言RE Action」への参加を表明した。2025（令和7）年3月には、市全域における温室効果ガス削減に向けた市の方針を示す「赤磐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、「晴れの国のエネルギーで まちの魅力と持続可能性を高める ゼロカーボンシティの実現」をテーマに、市全域の温室効果ガス排出量を2050（令和32）年度までに実質ゼロを実現することを長期目標に、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比61%削減、2040（令和22）年度に87%削減することとした。

本計画では国の動向等を踏まえ、赤磐市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の中間見直しを行い、さらなる地球温暖化の防止に向けた率先かつ計画的な取組を推進していく。

第2章 基本的事項

1 目的

赤磐市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、赤磐市が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、二酸化炭素(以下「CO₂」という。)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類とする。

なお、ハイドロフルカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の4種類については、排出量全体に占める割合が低いこと、排出の実態把握が極めて困難であることから、本計画の対象外とする。

【算定方法】

① 温室効果ガス排出量は、活動量(燃料使用量等)に政令で定められた排出係数を乗じて算定する。

(各温室効果ガスの排出量) = Σ {(活動の種類ごとの排出量)}

② ①により、3種類の温室効果ガスごとに算定された排出量に、それぞれのガスの地球温暖化係数(GWP)¹を乗じて、最終的に温室効果ガスの総排出量を算定する。

3 計画期間

◎基準年度：2013(平成25)年度

国の「地球温暖化対策計画」に即し2013(平成25)年度とする。

◎計画期間：2026(令和8)年度から2030(令和12)年度の5年間を中間目標期間とし、2040(令和22)年度を最終目標年度とする。

なお、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の内容の見直しを行うこととする。

¹ 地球温暖化係数(GWP)：Global Warming Potentialの略称で、CO₂を基準として、他の温室効果ガス(メタン、フロン類等)がどれだけ地球温暖化に影響するかを示す指標。

4 範囲

対象となる範囲は、赤磐市役所の実施する全ての事務及び事業活動とする。

なお、本市の事務及び事業活動においては、次のようにエネルギー起源CO₂排出量と非エネルギー起源CO₂排出量とに分けてその内容を把握し、目標を設定することとする。

エネルギー起源CO₂

燃料の使用(自動車を含む。)及び電気の使用によるCO₂排出

非エネルギー起源CO₂

環境センターからの一般廃棄物焼却による温室効果ガス排出

指定管理者制度等により実施する事務及び事業については、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、指定管理者等に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

5 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定する。国の「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策関連計画や、本市の上位計画である赤磐市総合計画、赤磐市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等との整合を図り、本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として位置付ける。

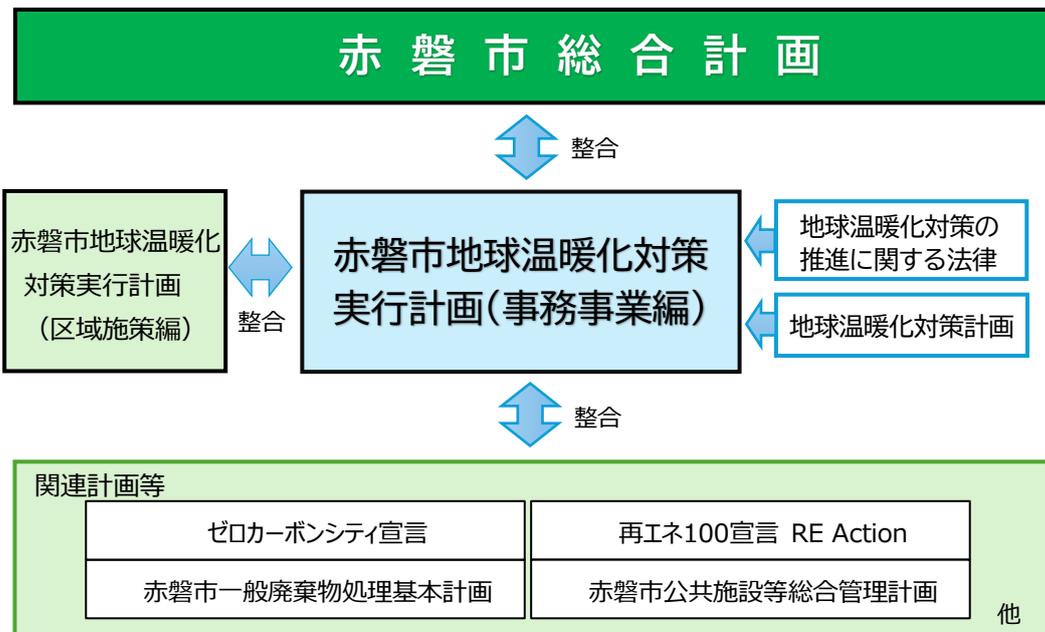


図1 本計画の位置づけ

第3章 温室効果ガス排出の状況

1 エネルギー起源CO₂排出量の推移

本市の事務及び事業活動に伴うエネルギー起源CO₂の総排出量は基準年度である2013(平成25)年度が10,196t-CO₂であった。これに対し、2024(令和6)年度の実績値は7,826t-CO₂であり、23.2%の削減となり、前計画の中間削減目標21.7%を達成している。

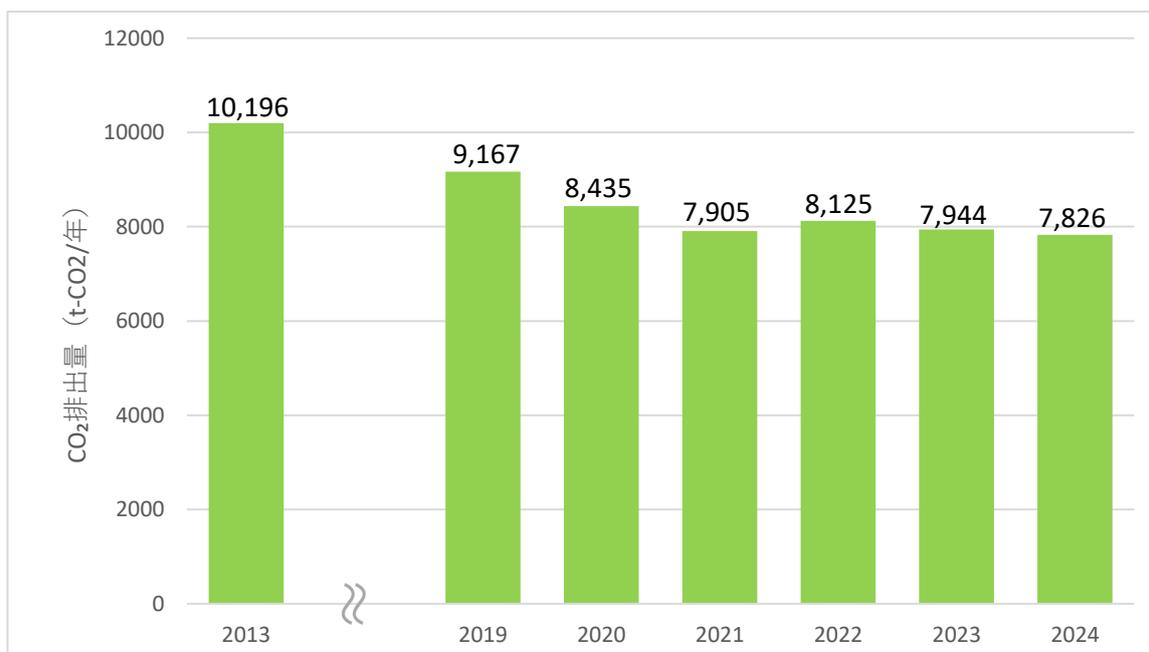


図2 エネルギー起源CO₂排出量の推移

2 エネルギー種別排出実態

エネルギー起源CO₂排出について、2024(令和6)年度の事務及び事業活動における電気使用による排出は6,894t-CO₂であり、2013(平成25)年度と比べ、2,346.4t-CO₂の削減となっている。しかし、構成比は88.1%と依然として高く、電気使用によるCO₂削減策については、

- ・省エネルギーによる電力使用量の削減
- ・再生可能エネルギーの導入

が最も効果的である。

燃料系においては灯油使用による排出量は削減しつつも構成比は上がっており、ガソリンに至っては排出量が増えてきていることから、

- ・灯油から電気や天然ガスへのエネルギー転換
- ・公用車の電動化の促進
- ・エコドライブの徹底

を積極的に推進していく必要がある。

また、排出上位施設については、排出源となっているエネルギー種別を鑑みて対策を講じていく必要がある。

表1 エネルギー種別排出量の変化

単位：(t-CO₂)

	基準年度 2013		現状年度 2024	
	ガソリン	191.4	1.9%	206.1
灯油	451.2	4.4%	380.7	4.9%
軽油	53.0	0.5%	57.6	0.7%
A重油	110.9	1.1%	44.0	0.6%
液化石油ガス	110.2	1.1%	174.0	2.2%
液化天然ガス	38.7	0.4%	0.0	0.0%
都市ガス	0.3	0.0%	69.2	0.9%
電力	9,240.4	90.6%	6,894.0	88.1%
合計	10,196.0		7,825.6	

※四捨五入により、合計値が合わない場合がある。

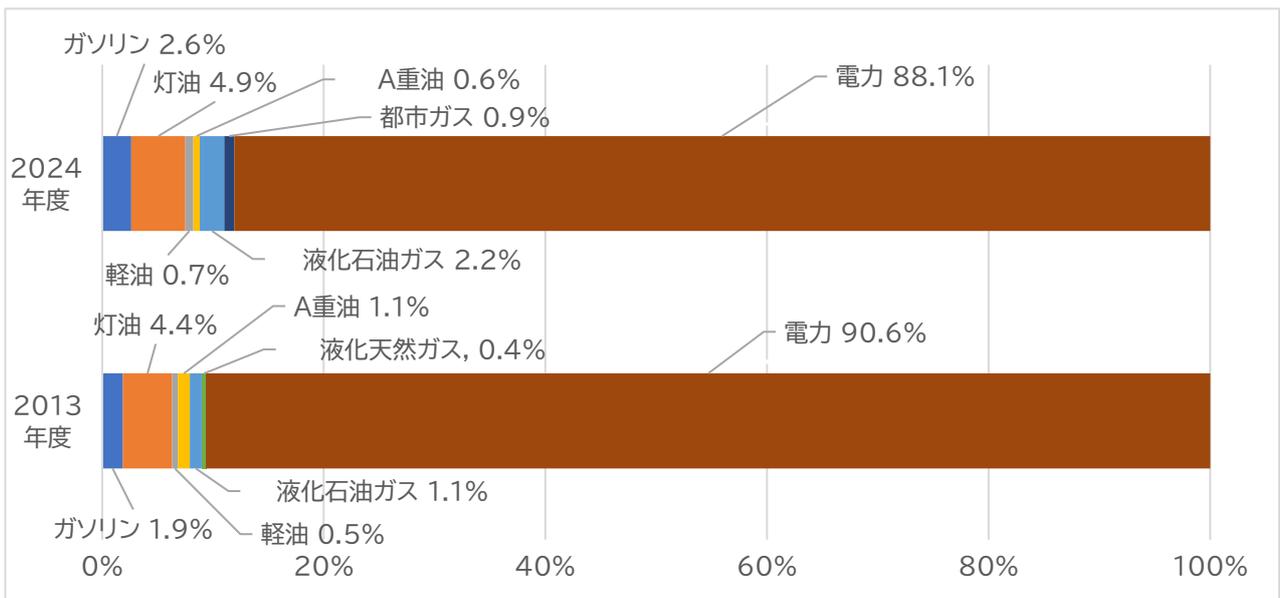


図3 エネルギー種別排出割合の比較

エネルギー種別詳細グラフ

2024(令和6)年度におけるエネルギー種別ごとの施設分類別の温室効果ガス排出割合を整理すると、以下のとおりである。なお、四捨五入により合計値が合わない場合がある。

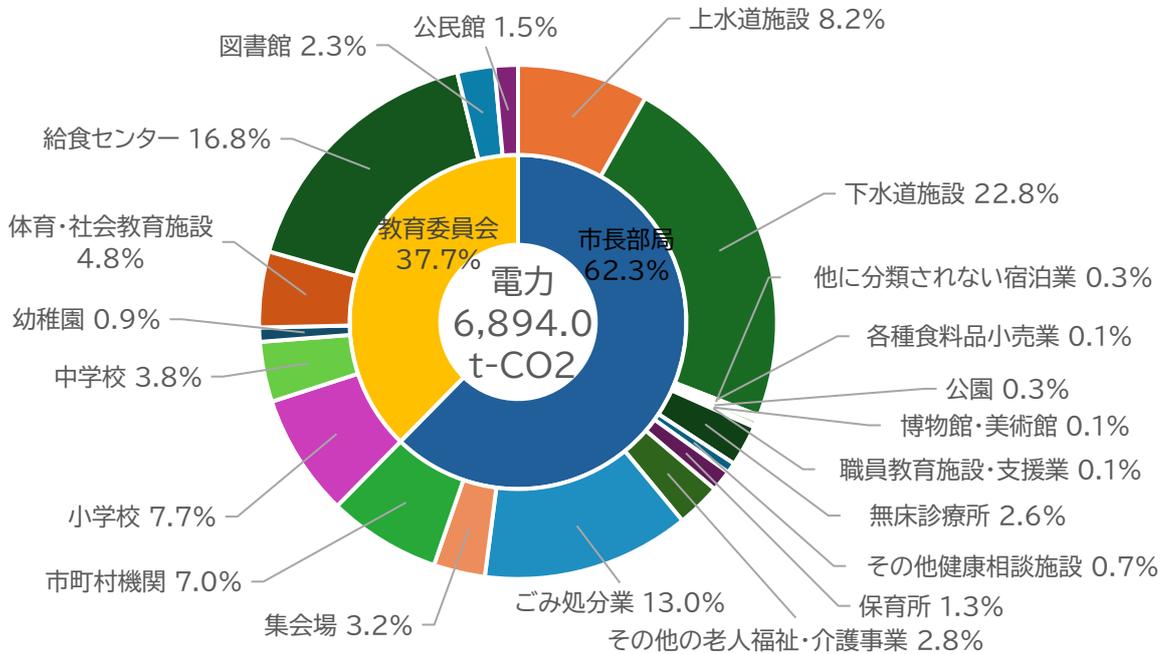


図4 電気の使用に伴う排出量

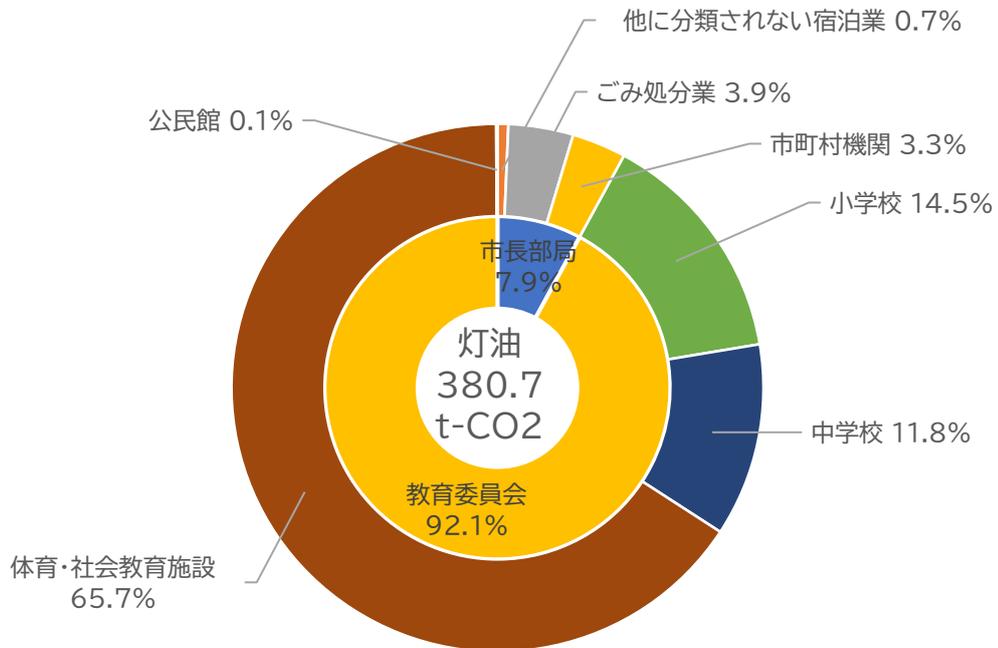


図5 灯油(燃料使用等)の使用に伴う排出量

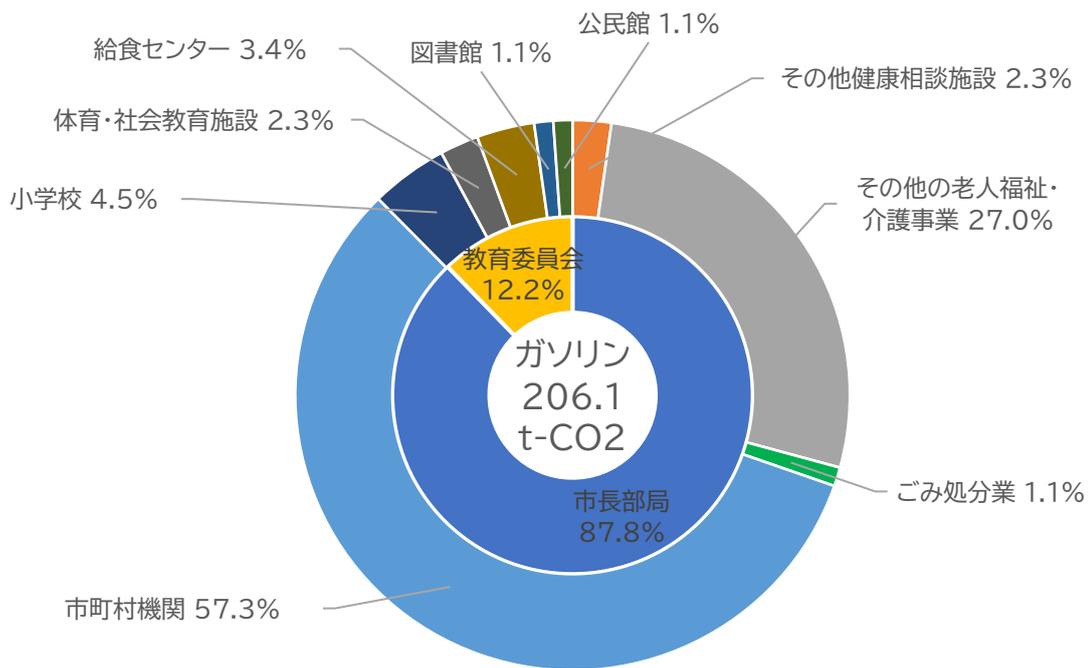


図6 ガソリン(自動車を含む。)の使用に伴う排出量

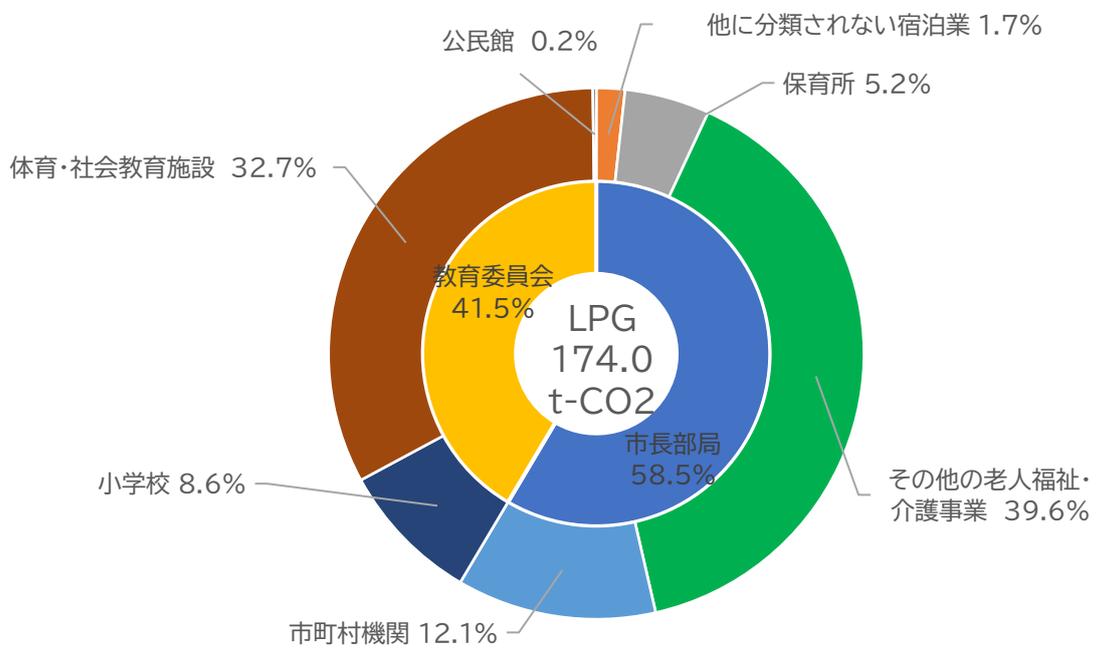


図7 LPG(プロパンガス)の使用に伴う排出量

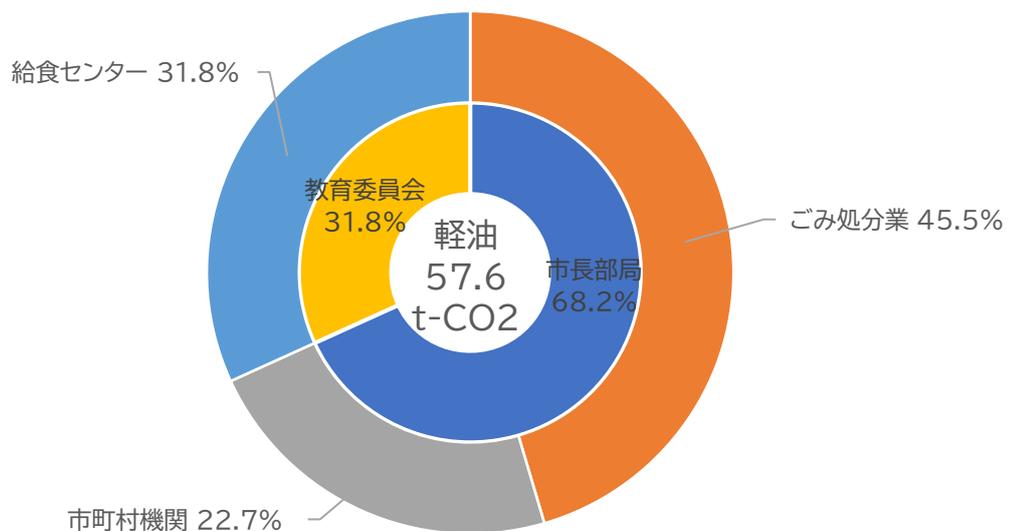


図8 軽油の使用に伴う排出量

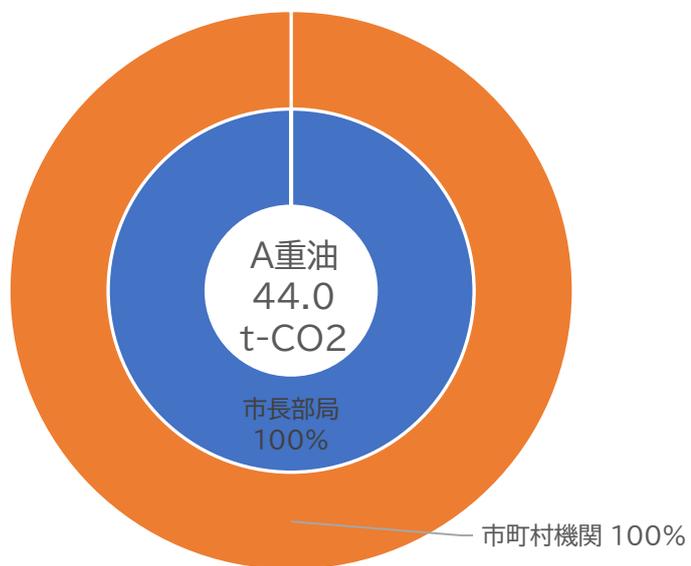


図9 A重油の使用に伴う排出量

表2 2024(令和6)年度 エネルギー起源CO₂排出量 上位10施設

(単位：t-CO₂)

施設分類	施設名称	電力	ガソリン	軽油	灯油	都市ガス	LPG	合計
ごみ処分量	環境センター	895.8	1.4	15.1	27.3			939.6
学校給食センター	東学校給食センター	790.1			11.9			802.0
下水道施設	山陽浄化センター	736.3						736.3
下水道施設	桜が丘東浄化センター	406.6						406.6
社会教育施設	山陽ふれあい公園	146.8		110.1			55.4	312.3
学校給食センター	中央学校給食センター	267.4	7.6		2.7			277.7
市町村機関	本庁舎	102.1	63.2			51.7		217.0
下水道施設	熊山浄化センター	210.7						210.7
集会場	桜が丘いきいき交流センター	183.5	0.1			0.3		183.9
図書館	中央図書館	160.0	3.0					163.0

※四捨五入により、合計値が合わない場合がある。

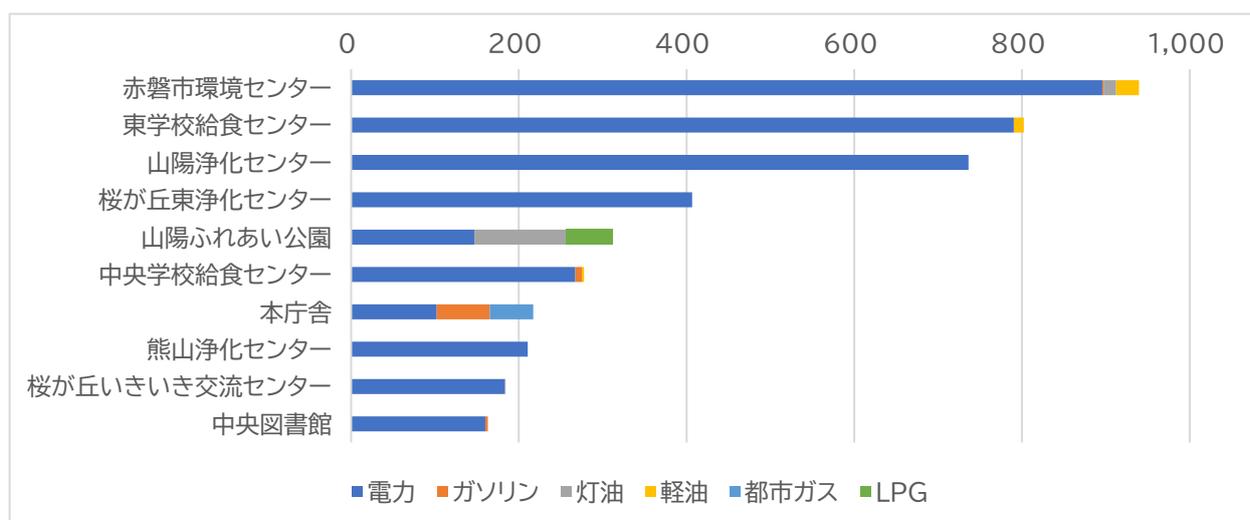


図10 エネルギー起源CO₂排出量上位10施設のエネルギー種別排出量 (単位：t-CO₂)

3 非エネルギー起源CO₂排出量の推移

2013(平成25)年度における非エネルギー起源のCO₂排出量(環境センターにおける一般廃棄物の焼却に伴う排出量)は5,595t-CO₂であった。これに対し、2024(令和6)年度は4,980t-CO₂となり、11.0%の削減となった。

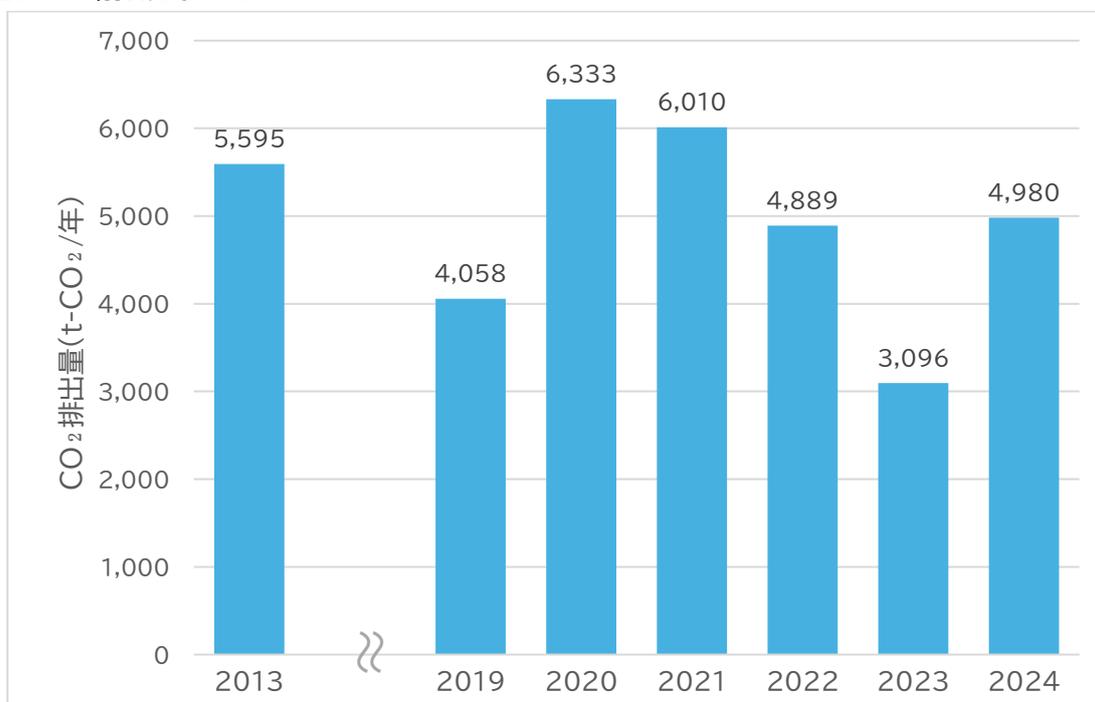


図11 非エネルギー起源CO₂排出量の推移

このうち、温室効果ガス種類別の排出量の内訳は次のとおりである。

表3 非エネルギー起源温室効果ガス種類別排出量 (CO₂換算)

(単位：t-CO₂)

	基準年度 2013	現状年度 2024
二酸化炭素 (CO ₂)	5391.1	4788.9
メタン (CH ₄)	6.0	5.7
一酸化二窒素 (N ₂ O)	197.7	185.9
合計	5594.8	4980.4

なお、一般廃棄物の焼却に伴う排出量は環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (ver.6.0)」に基づき算定した。このうち算定対象となるプラスチックごみの焼却量は、毎年環境センターにおいて実施するごみ質分析より「ビニール・合成樹脂・ゴミ・皮革類」の割合から算出しており、毎年のごみ質分析結果によってCO₂排出量に大きく影響する結果となった。

今後の非エネルギー起源のCO₂削減策に当たっては

- ・3Rの推進によるごみ焼却量の減少
- ・廃プラスチック類の分別・リサイクルの徹底

を継続して推進していくことが有効である。

第4章 温室効果ガス排出削減目標

1 基本的な考え方

本市は、2050年までに事務及び事業におけるCO₂排出量を実質ゼロにするため、率先的に温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要がある。

2025(令和7)年3月に策定した赤磐市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、市全域の温室効果ガス排出量を2050(令和32年)年度までに実質ゼロを実現することを長期目標に、2013(平成25)年度比で2030(令和12)年度までに61%削減、2040(令和22)年度までに87%削減することを目標としている。市の事務及び事業においても市全域の目標に準じ、削減目標を設定する。

2 温室効果ガス排出量の削減目標

市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標について、2030(令和12)年度及び2040(令和22)年度における2013(平成25)年度比削減目標を以下のとおり設定する。

**2030年度目標
(中間)**

エネルギー起源CO₂排出量を2013年度比で
61%削減 (6,220t-CO₂削減)する。

**2040年度目標
(最終)**

エネルギー起源CO₂排出量を2013年度比で
87%削減 (8,871t-CO₂削減)する。

2.1 エネルギー起源CO₂削減目標

エネルギー起源CO₂の各目標年度における目標排出量及び2013(平成25)年度比の削減率は表4のとおりである。

表4 エネルギー起源CO₂排出量の削減目標

	基準年度	現状年度	中間目標	長期目標
年度	2013	2024	2030	2040
排出量(t-CO ₂)	10,196	7,826	3,976	1,325
削減率	-	23%	61%	87%

現状の2024(令和6)年度と比較すると、2030(令和12)年度までに3,850t-CO₂を削減、2040(令和22)年度までに6,501t-CO₂を削減する必要がある。

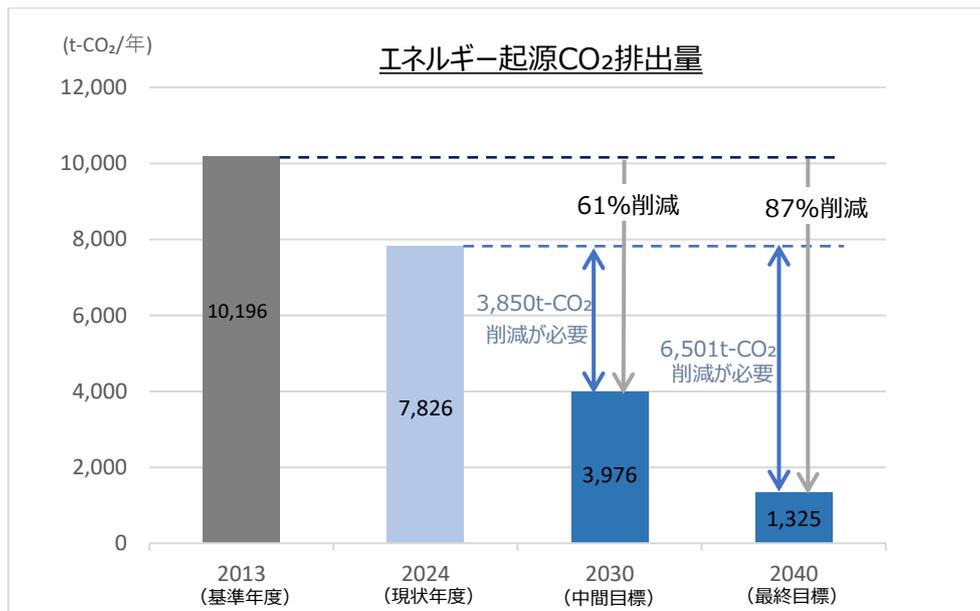


図12 エネルギー起源CO₂排出量実績と削減目標

エネルギー起源CO₂の排出量は、電力の使用に伴うものが多いことから、電力の排出係数の影響を強く受ける。発電事業者においても再生可能エネルギーの比率増加等に伴い、電力の排出係数は年々下がっている。電力の排出係数の減少を現状趨勢²で推計した場合、2030(令和12)年度にエネルギー使用量が現在と変わらなければ、エネルギー起源CO₂排出量は2,401t-CO₂削減され、5,425t-CO₂となる。したがって、今以上の取組を進めて中間目標である2030(令和12)年度までに1,449t-CO₂の削減が必要となる。

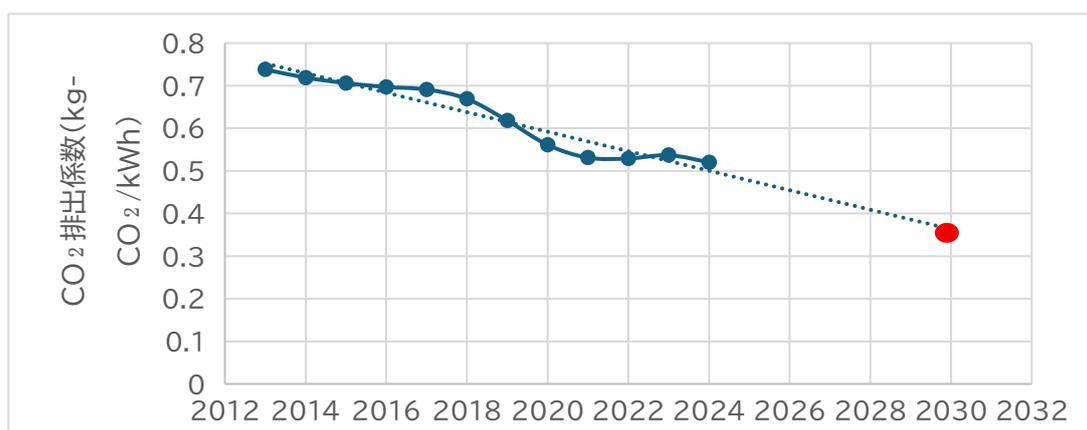


図13 中国電力の電力の排出係数の推移と2030年の推計

² 現状趨勢：特に追加的な温暖化対策や構造変化を行わず、現在の社会・経済活動(人口、エネルギー消費原単位等)がそのまま将来も続くという前提での予測ケースをいう。

2.2 非エネルギー起源CO₂削減目標

非エネルギー起源CO₂の削減目標については、令和7年2月に国が閣議決定した「地球温暖化対策計画」に準じ定めることとし、以下のとおり設定する。

2030年度目標 (中間)	非エネルギー起源CO ₂ 排出量を2013年度比で 17%削減 (951t-CO ₂ 削減)する。
2040年度目標 (最終)	非エネルギー起源CO ₂ 排出量を2013年度比で 29%削減 (1,623t-CO ₂ 削減)する。

各目標年度における目標排出量及び2013(平成25)年度比の削減率は表5のとおりである。

表5 非エネルギー起源排出量の削減目標

	基準年度	現状年度	中間目標	最終目標
年 度	2013	2024	2030	2040
排出量(t-CO ₂)	5,595	4,980	4,644	3,972
削減率	—	11%	17%	29%

現状の2024(令和6)年度と比較すると、2030(令和12)年度までに336t-CO₂を削減、2040(令和22)年度までに1,008t-CO₂を削減する必要がある。

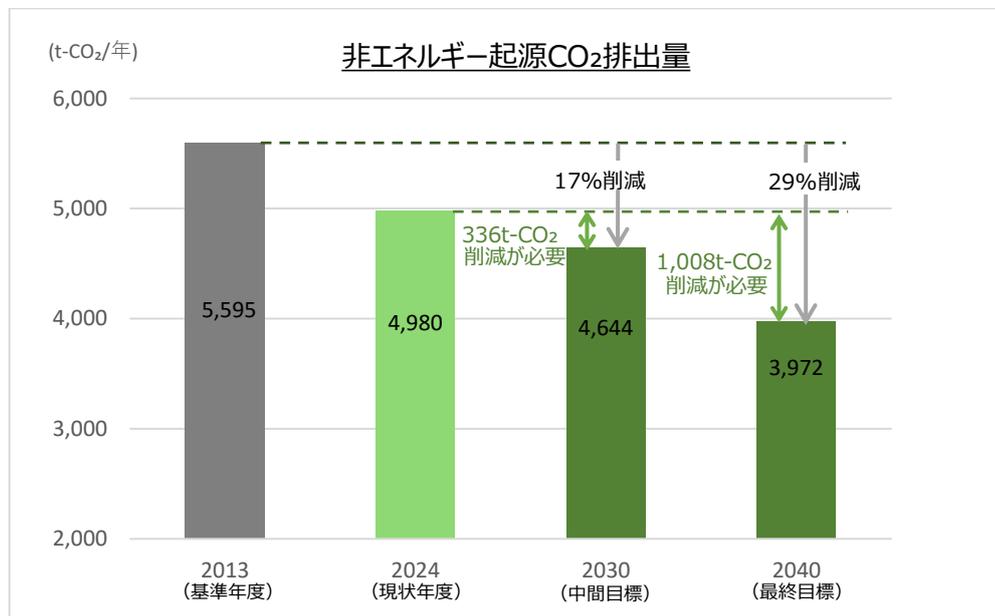


図14 非エネルギー起源CO₂排出量実績と削減目標

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の方針

温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けて、「再生可能エネルギーの導入」、「省エネルギーによる電力使用量の削減」、「灯油から電気や天然ガスへのエネルギー転換」、「公用車の電動化の促進」等に取り組んでいくことが重要であり、職員一人ひとりの環境意識の醸成を図ることにより効果的に取り組んでいく。

本計画の目標達成に向けた取組方針を以下のとおりとする。

- ・ 再生可能エネルギーの導入推進
- ・ 省エネルギーの推進
- ・ 循環型社会の推進
- ・ 職員の日常における取組

2 具体的な取組

温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組方針に基づく具体的な取組を次のとおりとする。

2.1 再生可能エネルギーの導入推進

(1) 公共施設への再生可能エネルギー導入推進

太陽光発電設備の設置が可能な施設に対し、2030(令和12)年度までに50%以上、2040(令和22)年度までに100%太陽光発電設備を導入することを目指す。

2025(令和7)年度に実施した、赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務では、施設の耐用年数や荷重、設置可能面積、災害リスク等を総合的に検討した。その結果、問題なく太陽光発電設備が導入可能と判断できた施設は29施設であった。このうち9施設には既に太陽光発電設備が導入されている。未導入の20施設から、電力使用量や設置可能容量等を鑑みて、優先的に導入を検討すべき12施設を選定し、具体的な発電量等を推計した。これら12施設に太陽光発電設備を導入した場合、パネル容量は約440kWで年間発電量は約520MWhと推計される。また、これによる年間のCO₂排出削減効果は約225t-CO₂となる。

表6 太陽光発電設備導入の優先度が高い施設一覧

施設名	導入可能設備容量(パネル)
市役所本庁舎	36.8kW
中央公民館	36.8kW
東学校給食センター	103.5kW
山陽総合福祉センター	36.8kW
山陽小学校	36.8kW
山陽西小学校	36.8kW
山陽東小学校	36.8kW
仁美小学校	13.8kW
豊田小学校	13.8kW
高陽中学校	36.8kW
磐梨中学校	36.8kW
吉井中学校	13.8kW

また、災害時に避難所等として利用する施設には太陽光発電及び蓄電池の導入を促進し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等を可能となるようレジリエンスの強化を図る。

さらに、太陽光発電設備だけでなく、太陽熱利用設備の導入や下水道設備を活用した小水力発電の導入等、多様な再生可能エネルギーの導入可能性を検討する。

表7 再生可能エネルギー導入目標

年度	2024(現状)	2030(中間目標)	2040(最終目標)
導入施設数	9施設	15施設以上	29施設
導入率	31%	50%以上	100%

(2) 公共施設における低炭素電力の調達

市が排出するエネルギー起源CO₂の約88%が電力の使用に起因していることから、調達する電力を低炭素化することは温室効果ガス排出削減効果の高い取組の一つである。公共施設の調達する電力について、温室効果ガス排出係数の低いエネルギー調達を検討し、電力の低炭素化を推進する。

表8 再生可能エネルギー由来の電力調達目標

年度	2024(現状)	2030(中間目標)	2040(最終目標)
再生可能エネルギー調達割合	1.6%※	60%以上	80%以上

※公共施設等の総電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の割合

2.2 省エネルギーの推進

(1) 施設新築・改修時の断熱性能向上、ZEB³化の推進

市有施設の新築及び改修時には、断熱性能の向上やZEBの導入を推進する。また、公共施設で利用している空調・給湯設備等の設備の更新時には、エネルギー使用量の削減が見込める高効率の設備・機器を導入するとともに、設備導入後も適切な保守・点検により、効率的な稼働を図る。

(2) 照明のLED化

市有施設の照明設備のLED化を推進し、既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、照明設備の更新・新設の際は施設の用途等に応じて、明るさセンサー、人感センサー、スケジュール制御機能等の調光制御機能を有するLED照明の選定を検討する。

一般的な事務所ビルでは、建物のエネルギー消費量全体のうち、照明のエネルギー消費の割合は夏季で約24%、冬季で約33%を占める。蛍光灯の照明器具をLED一体型の器具に取り換えた場合、電力の使用量は約3分の1に低減できる。1日に8時間、年間241日稼働する照明1台を蛍光灯(40W型2灯式)からLED照明に取り換えると、年間で約48kg-CO₂の排出削減となる。仮に同様の照明器具が10㎡あたり1台設置されているとすると、200t-CO₂削減するためには約41,354㎡分の施設でのLED化が必要となる。これは赤磐市の公共施設の面積のおよそ17%に当たる。

(3) 公用車の電動化の推進

特殊車両を除いた公用車の更新・新規導入の際には、代替可能な車両がない場合等を除き、電気自動車及びハイブリッド自動車等の電動車を率先的に導入する。

あわせて、公用車の共用化及び保有台数の最適化や、低燃費車の率先利用、更新時における車両の小型化等により、効率的な運用を進める。

表9 公用車の電動車導入率

年度	2024(現状)	2030(中間目標)	2040(最終目標)
電動車導入率	9%	43%	100%
電動車数/公用車数	12台/133台※	—	—

※電動車導入率の分母とする公用車数については今後代替可能な車両数を調査の上設定する。

³ ZEB（ゼブ）：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を維持しながら、高断熱・高効率設備で省エネし、太陽光発電等で創エネすることで、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のことをいう。

2.3 循環型社会の推進

(1) 3Rの推進による廃棄物の減量

3R(リデュース、リユース、リサイクル)を、イベントや環境教育等で市民の意識の高揚を図るとともに、排出時の分別の徹底や資源化物の回収によりごみの発生抑制を推進する。

市主催の会議やイベント等においてはマイボトル等の持参を呼び掛けるとともに、ペットボトルやプラスチック製品を使用した場合は分別を徹底し、リサイクルに努める。

再利用可能な消耗品や不要となった備品等は庁内で情報提供を行い、他部署で活用する等リユースを促進する。

(2) 環境に配慮した物品の購入推進

物品を購入する際は環境負荷の低減を図るため、環境に配慮された物品(グリーン購入対象品)を優先的に購入する。電化製品等の新規購入や買替え時には製品に表示されている省エネラベル等を参考にし、省エネ性能に優れた製品を購入する。

(3) 環境に配慮した設計・施工推進

設計・施工に当たっては、省エネルギー、省資源、建物の長寿命化、環境に優しい材料の使用、廃棄物の発生抑制等、環境に配慮する。工事では、低排出ガス・低騒音型等の環境に配慮した建設機械等を使用し、工事による廃棄物については、発生抑制・再生利用・適正処理に努める。

2.4 職員の日常における取組

目標の達成に向けて、日常業務において職員が率先して省エネルギー等環境に配慮した取組を実施する。

表10 職員の日常の取組一覧

1	ワークライフバランスに関する取組
(1)	ノー残業デーの徹底により、計画的に定時退庁を実施し時間外勤務を縮減する。
(2)	DXの推進や事務の見直しによる時間外勤務の削減や、有給休暇の計画的な取得を推進する。
(3)	WEB会議システムの積極的な活用を進める。
(4)	日々の気温、仕事環境等に応じて、快適で働きやすい服装（クールビズ及びウォームビズ）の取組を進める。
(5)	エコ通勤やエコドライブに努める。
2	照明に関する取組
(1)	業務や接客等に支障がない限り、昼休み時間は消灯する。
(2)	事務室、会議室、トイレ等は、使用後の消灯を徹底する。
(3)	残業時には照明の不要なエリアを消灯する。
3	空調に関する取組
(1)	事務室の冷暖房温度（夏期28℃、冬期20℃）を目安とする。ただし、障がい者、高齢者又は乳幼児の利用施設については、健康に十分配慮した室内温度とし、可能な限り省エネルギーに取り組む。
(2)	適正な温度管理を推進するため、クールビズ、ウォームビズを励行する。
(3)	冷暖房効率を高めるために、ブラインド等の活用による断熱・遮熱対策を実施する。
(4)	会議室等を使用していない時は空調をこまめに切る。
(5)	空調機器のフィルター清掃を定期的に行う。
4	電気機器・設備に関する取組
(1)	電気製品を長時間使用しない時や休日等の前日には可能な限り、コンセントからプラグを抜き、待機電力の削減に努める。
(2)	業務終了時最終退出者はシステム上やむを得ない場合を除き、O A 機器や電気製品の電源を必ず切る。
(3)	O A 機器や電気製品に省電力機能がある場合は活用する。
(4)	エレベーターの利用を最小限にし、積極的に階段の利用を進める。
5	公用車の利用に関する取組
(1)	出張時は公共交通機関の利用（コスト、時間、環境面）に努める。また、同一方向への移動に際し、可能な限り相乗りを励行する。
(2)	電気自動車や燃費の良い小型車両等を優先して使用する。
(3)	急発進・急加速の回避、アイドリングストップの実行等、エコドライブを励行する。
(4)	タイヤ空気圧、エンジンオイル、冷却水等の定期的な点検・整備を徹底する。

6 用紙類の使用に関する取組	
(1)	電子決裁、電子供覧、電子回覧を利用し、ペーパーレス化を推進する。
(2)	両面印刷、使用済み用紙の裏面活用、縮小印刷機能の活用を徹底し、紙の使用量を減らす。
(3)	印刷物は再生紙等の使用を原則とし、それ以外の紙を使用する場合は理由を明確にする。
(4)	コピー及び印刷の際は、印刷設定をよく確認し、印刷ミスを減らす。
(5)	会議配布資料は簡素化し、必要最小限の部数とする。
(6)	会議や打合せではモニターを活用する等、ペーパーレス化、電子化に努める。
(7)	使用済み封筒は、庁内で活用する。
7 廃棄物の減量・リサイクルに関する取組	
(1)	排出するごみの量を意識し、減量化に努める。
(2)	物品の購入数量は必要最低限とし、ごみの減量を推進する。
(3)	ごみの排出段階での分別を徹底し、リサイクルを推進する。
(4)	紙類は一般文書・機密文書に分別して適正にリサイクルし、可能な限り焼却量を減少させる。
(5)	不要となった備品等は、可能な限り庁内において再使用する。
(6)	マイバッグ、マイ箸、マイボトルを使用し、使い捨て製品の使用を控える。
(7)	食べ残しをなくし、食品ロス削減に努める。
8 水道水の利用に関する取組	
(1)	洗面所やトイレの使用の際には、必要以上に水を流さず節水に努める。
(2)	せっけん、洗剤は必要な量だけ使う。
(3)	食器を洗うときは、必要以上に水を流さず節水に努める。

省エネ行動によるCO ₂ の削減目安		
区分	省エネ行動	CO ₂ 削減量（年間）
空調	エアコンの使用時間を1日1時間短くする	29.1kg（1台当たり）
	エアコンのフィルターを毎月清掃する	15.6kg（1台当たり）
照明	照明器具をLEDに取り替える（64Wの蛍光灯から34WのLEDに交換）	29.2kg（1灯当たり）
	照明の点灯時間を1日1時間短くする（34WのLEDの場合）	5.3kg（1灯当たり）
パソコン	パソコンの利用時間を1日1時間短くする	2.7kg（1灯当たり）
公用車	ふんわりアクセル「eスタート」（5秒間で20km/h程度に加速）	194kg（1台当たり）
	加減速の少ない運転をする	68kg（1台当たり）
	アイドリングストップ（5秒の停止でアイドリングストップする）	40.2kg（1台当たり）
廃棄物	容器包装プラスチックを全て分別してリサイクルする	4kg（1人当たり）
	使い捨てのペットボトルをマイボトルに置き換え（年間240回利用）	6.4kg（1人当たり）

出典：経済産業省資源エネルギー庁HP「省エネポータルサイト」を元に作成

第6章 目標達成に向けたロードマップ

今後の目標達成に向けた取組について、2030年度(中間目標)及び2040年度(最終目標)の各年度までの目標達成に向けたロードマップを整理した。

表11 ロードマップ

年度		～2030【中間】	～2040【最終】
目標	市内全域	61%削減(2013年度比)	87%削減(2013年度比)
	事務事業	エネルギー起源CO ₂ 61%削減(2013年度比)	65%削減(2013年度比)
		非エネルギー起源CO ₂ 17%削減(2013年度比)	23%削減(2013年度比)
再エネ導入推進	太陽光	設置可能な公共施設の50%以上へ導入 (避難所施設への蓄電池併設)	設置可能な公共施設の100%へ導入
	その他	太陽熱利用設備や下水道施設への小水力発電等多様な再エネ導入の可能性検討	
	電力	調達電力の60%以上を再エネ電力に	調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力に
省エネ推進	公共施設	新築・改修時の断熱性能向上・ZEB化の推進	さらに高い省エネ性能の推進
		全施設等の照明LED化	
	公用車	保有台数の最適化等 電動車(EV等)への転換・充電設備促進	全ての公用車を電動車(EV等)へ移行
循環型社会推進	廃棄物	ごみの削減・分別の徹底・資源化物の回収促進	
		イベントや環境教育等による普及啓発	
	環境配慮	環境に配慮した物品の購入の推進	
		環境に配慮した設計・施工の推進	
職員の日常の取組	職員行動	職員への普及啓発、環境学習の実施	
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	

第7章 計画の推進体制及び進捗管理

1 推進体制

本計画は、赤磐市地球温暖化対策推進庁内組織設置要綱(平成18年赤磐市訓令第24号)に基づく庁内組織を中心とし、市民生活部環境課が事務局となり、各部署における本実行計画の取組を全庁的に浸透させ、各年度の温室効果ガスの削減数値を把握し、目標年度の削減を達成する。

2 進捗管理

本計画の実効性を高めるため、部、支所、課、室、各機関等の単位において業務の特性に応じた取組を**主体的に展開していくことが極めて重要である**。このため、**本実行計画を全庁的に適用し、推進を図っていくこととする**。

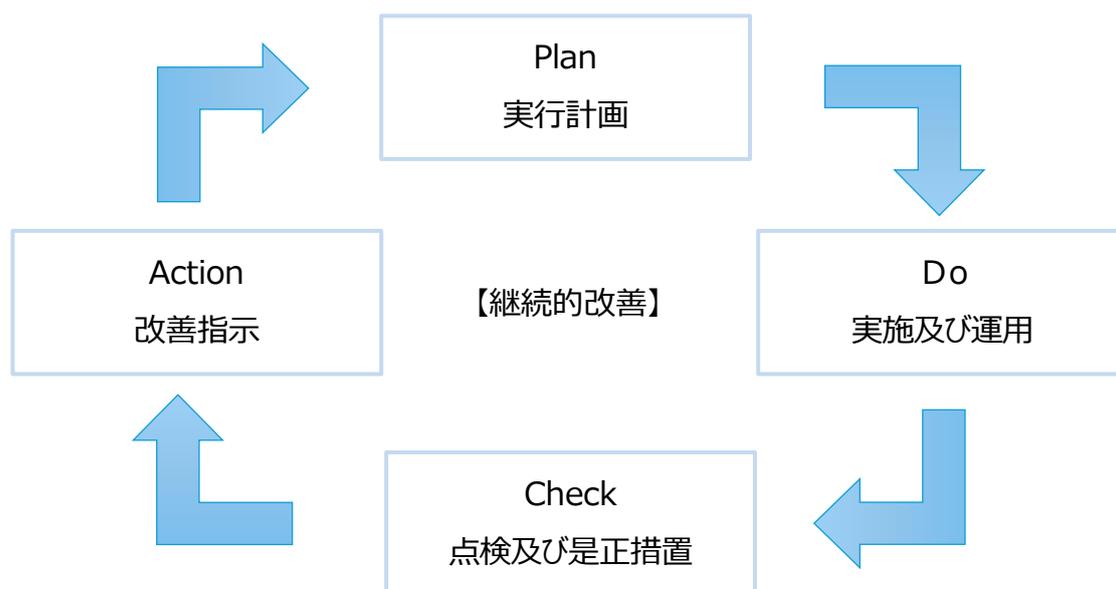


図15 環境マネジメントシステム(PDCAサイクル)

3 職員の取組等

職員への地球温暖化対策に関する環境学習の実施や情報の提供を積極的に行い、職員の環境意識の向上や率先した脱炭素に係る行動の促進を図る。また、職員の地域環境保全活動やボランティア活動への積極的参加を奨励する。

4 取組状況の点検及び評価

- (1) 次に掲げるエネルギー等の年間毎の使用量等を部局、各事業所において適切な単位で把握する。
 - (ア) 電気、都市ガス、LPG等の使用量
 - (イ) 灯油、重油等の燃料使用量
 - (ウ) 公用車の燃料使用量
 - (エ) 一般廃棄物の焼却量
 - (オ) その他温室効果ガスの排出に係る諸活動量

- (2) 事務局は毎年度本実行計画の実施状況をとりまとめ、総合的な評価を行い、地球温暖化対策推進本部に報告するとともに、ホームページで広く市民に公表する。

- (3) 削減目標、取組の見直し等を検討する場合は、地球温暖化対策推進庁内組織委員会において必要な調査研究及び検討を行い、委員会内の合意形成を図った上で、地球温暖化対策推進本部へ報告し、実行計画の推進方針、目標、見直しについて決定する。

参考資料

1 温室効果ガス算定対象施設一覧

本計画の温室効果ガス算定対象となる施設の一覧を施設分類ごとに表12に示す。

表12 温室効果ガス算定対象施設一覧(令和8年3月31日現在)

市長部局

施設分類	施設名称	所管部署
穀作サービス業	吉井ライスセンター	吉井支所 産業建設課
上水道施設	水道施設 電力使用	建設事業部 上下水道課
下水道処理	山陽浄化センター	建設事業部 上下水道課
	勢力集落排水施設	建設事業部 上下水道課
	奥吉原集落排水施設	建設事業部 上下水道課
	熊山浄化センター	建設事業部 上下水道課
	桜が丘東浄化センター	建設事業部 上下水道課
	桜が丘東6丁目汚水ポンプ場	建設事業部 上下水道課
	桜が丘東3丁目汚水ポンプ場	建設事業部 上下水道課
	桜が丘東1丁目汚水ポンプ場	建設事業部 上下水道課
	吉井浄化センター	建設事業部 上下水道課
	仁堀集落排水施設	建設事業部 上下水道課
	天神排水機場	熊山支所 産業建設課
	松木排水機場	熊山支所 産業建設課
	稲蒔排水ポンプ	吉井支所 産業建設課
	草生放流警報	吉井支所 産業建設課
	滝山ダム	吉井支所 産業建設課
	福田上窪排水ポンプ	吉井支所 産業建設課
	福田排水機場	吉井支所 産業建設課
	福田新田排水ポンプ	吉井支所 産業建設課
	福田放流警報	吉井支所 産業建設課
各種食料品小売業	地域食材供給施設「アグリ」	赤坂支所 産業建設課
	是里ワイン醸造場	吉井支所 産業建設課
他に分類されない宿泊業	竜天オートキャンプ場	吉井支所 産業建設課
	竜天天文台	吉井支所 産業建設課
	是里宿泊体験施設（リゾートハウスこれさと）	吉井支所 産業建設課

	是里ロッジ	吉井支所 産業建設課
	布都美林間学校	吉井支所 産業建設課
公園	熊山英国庭園	熊山支所 産業建設課
	石蓮寺みんなの公園	熊山支所 産業建設課
	熊山遺跡管理棟	熊山支所 産業建設課
	西勢実観光トイレ	吉井支所 産業建設課
	石農村広場	吉井支所 産業建設課
博物館・美術館	是里ワイン記念館	吉井支所 産業建設課
	城山公園	吉井支所 産業建設課
職員教育施設・支援業	佐伯北研修センター	吉井支所 市民生活課
	山方研修センター	吉井支所 産業建設課
	布都美研修センター	吉井支所 産業建設課
無床診療所	佐伯北診療所	保健福祉部 健康増進課
	是里診療所	保健福祉部 健康増進課
	熊山診療所	保健福祉部 健康増進課
その他の健康相談施設	山陽保健センター	保健福祉部 健康増進課
	赤坂健康管理センター	赤坂支所 市民生活課
	熊山総合センター	熊山支所 市民生活課
保育所	赤坂ひまわりこども園	保健福祉部 子育て支援課
	仁美保育園	保健福祉部 子育て支援課
	佐伯北保育園	保健福祉部 子育て支援課
	周匝保育園	保健福祉部 子育て支援課
その他の老人福祉・介護事業	複合型介護福祉施設 (あかいわハートフル太陽)	保健福祉部 社会福祉課
	山陽総合福祉センター	保健福祉部 社会福祉課
	訪問看護ステーションベル	保健福祉部 健康増進課
	熊山老人憩いの家	熊山支所 市民生活課
	シルバーワークセンター	吉井支所 市民生活課
ごみ処分業	環境センター	市民生活部 環境課
集会場	桜が丘いきいき交流センター	財務部 管財課
	山陽産業会館	産業振興部 商工観光課
	伝統的家屋活用交流施設 (適塾)	赤坂支所 産業建設課
	吉井会館	吉井支所 市民生活課
	吉井文化会館	吉井支所 市民生活課

	周匝会館（高齢者コミュニティセンター）	吉井支所 市民生活課
	仁美農村振興センター	吉井支所 市民生活課
	福田会館（農村婦人の家）	吉井支所 産業建設課
	是里多目的集会施設	吉井支所 産業建設課
市町村機関	本庁舎	財務部 管財課
	東庁舎	財務部 管財課
	赤坂支所	赤坂支所 市民生活課
	熊山支所	熊山支所 市民生活課
	吉井支所	吉井支所 市民生活課
	仁堀出張所	吉井支所 市民生活課
	消防本部	消防本部 消防総務課
	北出張所	消防本部 消防総務課
	東出張所	消防本部 消防総務課
その他	市管理の防犯灯	総務部 暮らし安全課

教育委員会部局

施設分類	施設名称	所管部署
給食センター	中央学校給食センター	中央学校給食センター
	東学校給食センター	中央学校給食センター
	吉井学校給食センター	中央学校給食センター
公民館	中央公民館	中央公民館
	高月公民館	中央公民館
	西山公民館	中央公民館
	山陽公民館	中央公民館
	赤坂公民館	赤坂公民館
	笹岡公民館	赤坂公民館
	熊山公民館	熊山公民館
	吉井公民館	吉井公民館
幼稚園	山陽幼稚園	教育総務課
	山陽西幼稚園	教育総務課
	ひかり幼稚園	教育総務課
	山陽北幼稚園	教育総務課
	いわなし幼稚園	教育総務課
	桜が丘幼稚園	教育総務課
小学校	山陽小学校	教育総務課
	山陽西小学校	教育総務課

	山陽東小学校	教育総務課
	山陽北小学校	教育総務課
	石相小学校	教育総務課
	軽部小学校	教育総務課
	笹岡小学校	教育総務課
	豊田小学校	教育総務課
	磐梨小学校	教育総務課
	桜が丘小学校	教育総務課
	仁美小学校	教育総務課
	城南小学校	教育総務課
中学校	高陽中学校	教育総務課
	桜が丘中学校	教育総務課
	赤坂中学校	教育総務課
	磐梨中学校	教育総務課
	吉井中学校	教育総務課
体育・社会教育施設	青少年育成センター	社会教育課
	赤坂教育集会所	社会教育課
	くまやまふれあいセンター	社会教育課
	山陽郷土資料館	社会教育課
	城南ふれあいセンター	社会教育課
	山陽ふれあい公園	社会教育課
	吉井B&G海洋センター	社会教育課
	吉井生涯学習センター	社会教育課
	吉井郷土資料館	社会教育課
	熊山運動公園	熊山公民館
	熊山武道館	熊山公民館
図書館	中央図書館	中央図書館

なお、機構改革や施設の新設・廃止等に伴い対象施設を更新する。

※石相小学校、軽部小学校、笹岡小学校の3校は令和8年4月から赤坂小学校として統合予定である。

2 太陽光発電導入可能施設一覧

第5章2の2.1(1)公共施設への再生可能エネルギー導入推進において、太陽光発電設備が導入可能と判断できた29施設を表13に示す。

表13 太陽光発電設備導入可能施設一覧

未導入施設（20施設）		導入済施設（9施設）	
1	赤磐市役所本庁舎	1	桜が丘いきいき交流センター
2	赤磐市役所東庁舎	2	熊山診療所
3	山陽総合福祉センター	3	あかいわハートフル太陽
4	佐伯北研修センター	4	消防本部
5	消防本部東出張所	5	中央図書館
6	消防本部北出張所	6	山陽北小学校
7	中央公民館	7	桜が丘小学校
8	中央学校給食センター	8	桜が丘中学校
9	東学校給食センター	9	山陽ふれあい公園体育館
10	吉井学校給食センター		
11	山陽小学校		
12	山陽西小学校		
13	山陽東小学校		
14	仁美小学校		
15	磐梨小学校		
16	豊田小学校		
17	高陽中学校		
18	磐梨中学校		
19	吉井中学校		
20	吉井生涯学習センター		